

みえ県民力ビジョン  
第三次行動計画（仮称）

〔最終案〕

（環境生活部関係抜粋分）

令和元(2019)年 12月

三 重 県

## 目 次

<b>1 施策の概要.....</b>	<b>1</b>
<b>2 環境生活部所管施策 .....</b>	<b>4</b>
142 交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり .....	4
143 消費生活の安全の確保 .....	6
151 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり .....	8
152 廃棄物総合対策の推進 .....	10
154 生活環境保全の確保 .....	12
211 人権が尊重される社会づくり .....	14
212 あらゆる分野における女性活躍とダイバーシティの推進.....	16
213 多文化共生社会づくり .....	18
227 文化と生涯学習の振興 .....	20

## 第2章 施策の概要

この章では、58の<施策>について記載しています。記載にあたっては、<政策展開の基本方向>（三つの柱）ごとに節を分けた上で、15の<政策>順にまとめています。

- I 「守る」 ~命と暮らしの安全・安心を実感できるために~
- II 「創る」 ~人と地域の夢や希望を実感できるために~
- III 「拓く」 ~強みを生かした経済の躍動を実感できるために~

### ●政策体系一覧

※網掛け：環境生活部主担当施策

	政 策	施 策	頁数
I 「守る」 ～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～	I - 1 防災・減災、国土強靭化	111 災害から地域を守る自助・共助の推進	54
		112 防災・減災対策を進める体制づくり	56
		113 災害に強い県土づくり	58
	I - 2 命を守る	121 地域医療提供体制の確保	60
		122 介護の基盤整備と人材の育成・確保	62
		123 がん対策の推進	64
		124 健康づくりの推進	66
	I - 3 支え合いの福祉社会	131 地域福祉の推進	68
		132 障がい者の自立と共生	70
		133 児童虐待の防止と社会的養育の推進	72
	I - 4 暮らしの安全を守る	141 犯罪に強いまちづくり	74
		142 交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり	76
		143 消費生活の安全の確保	78
		144 医薬品等の安全・安心の確保と動物愛護の推進	80
		145 食の安全・安心の確保	82
		146 感染症の予防と拡大防止対策の推進	84
		147 獣害対策の推進	86
	I - 5 環境を守る	151 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり	88
		152 廃棄物総合対策の推進	90
		153 豊かな自然環境の保全と活用	92
		154 生活環境保全の確保	94

	政 策	施 策	頁数
II 「創る 人と地域の夢や希望を実感できるために」	II - 1 人権の尊重とダイバーシティ社会の推進	211 人権が尊重される社会づくり	98
		212 あらゆる分野における女性活躍とダイバーシティの推進	100
		213 多文化共生社会づくり	102
	II - 2 学びの充実	221 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成	104
		222 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成	106
		223 特別支援教育の推進	108
		224 安全で安心な学びの場づくり	110
		225 地域との協働と信頼される学校づくり	112
		226 地域の未来と若者の活躍に向けた高等教育機関の充実	114
		227 文化と生涯学習の振興	116
II - 3 希望がかなう少子化対策の推進		231 県民の皆さんと進める少子化対策	118
	232 結婚・妊娠・出産の支援	120	
	233 子育て支援と幼児教育・保育の充実	122	
II - 4 三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功とレガシーを生かしたスポーツの推進	241 競技スポーツの推進	124	
	242 地域スポーツと障がい者スポーツの推進	126	
II - 5 地域の活力の向上	251 南部地域の活性化	128	
	252 東紀州地域の活性化	130	
	253 農山漁村の振興	132	
	254 移住の促進	134	
	255 市町との連携による地域活性化	136	

	政 策	施 策	頁数
III 「拓ぐ」 ～強みを生かした経済の躍動を実感できるため～	III-1 持続可能なもうかる農林水産業	311 農林水産業の多様なイノベーションの促進とブランド力の向上	140
		312 農業の振興	142
		313 林業の振興と森林づくり	144
		314 水産業の振興	146
	III-2 強じんて多様な産業	321 中小企業・小規模企業の振興	148
		322 ものづくり産業の振興	150
		323 Society 5.0 時代の産業の創出	152
		324 戦略的な企業誘致の推進と県内再投資の促進	154
	III-3 世界の三重、三重から世界へ	331 世界から選ばれる三重の観光	156
		332 三重の戦略的な営業活動	158
		333 国際展開の推進	160
	III-4 多様な人材が活躍できる雇用の推進	341 次代を担う若者の県内定着に向けた就労支援	162
		342 多様な働き方の推進	164
	III-5 安心と活力を生み出す基盤	351 道路網・港湾整備の推進	166
		352 安心を支え未来につなげる公共交通の充実	168
		353 安全で快適な住まいまちづくり	170
		354 水資源の確保と土地の計画的な利用	172

## 施策142 交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり

### 県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民の皆さんをはじめ、さまざまな主体と連携が進み、それぞれの特性を生かした交通事故防止対策を実施するとともに、「飲酒運転をしない、させない」意識が高まり、安全運転サポート車や後付け安全運転支援装置が普及することなどにより、幼児から高齢者に至るまで安全安心な交通環境が実現し、交通事故死者数が減少しています。

### 現状と課題

- 県内の交通事故死者数・交通事故死傷者数は、長期的には減少傾向にあります。平成30（2018）年は、交通事故死傷者数は平成以降最少、交通事故死者数は過去最少レベルにありますが、県民の皆さんのが安全安心に暮らしていくにはまだまだ厳しい情勢にあることから、現状の交通事故抑止対策を維持しつつ、さらなる対策の推進が求められています。
- 飲酒運転違反の厳罰化にも関わらず、飲酒運転事故や飲酒運転違反者がなくならない現状にあり、「飲酒運転はしない、させない」という意識の定着や、アルコール依存症などの関連問題を含めた取組が求められています。
- 全国的に子どもや高齢運転者が当事者となる交通事故が問題となる中、本県でも高齢者が当事者となる交通事故の占める割合が増加傾向にあり、また、次代を担う子どもを交通事故から守ることは社会的要請であることから、子どもや高齢者の交通事故抑止対策の推進が喫緊の課題となっています。
- 人口10万人あたりの死者数が、都道府県別にみて常に多いことから、交通事故死者数のさらなる減少に向けて、交通安全意識や交通マナーの向上のための教育・啓発、交通指導取締りや交通安全施設の整備など、ソフト・ハード両面から交通安全対策を一層強力に推進することが求められています。

### 新しい豊かさ・協創の視点

県民一人ひとりの交通安全意識の醸成が図れるよう、市町、国の機関、関係団体などさまざまな主体と連携して交通安全教育や啓発活動などを行い、交通事故防止の取組を進めていきます。

## 取組方向

### ■ 基本事業 1 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた教育・啓発の推進

四季の交通安全運動をはじめ、広報・啓発を推進するとともに、それぞれの年齢層にあわせた参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。

高齢者の交通事故防止対策として、市町や関係団体と連携の上、安全運転サポート車、後付け安全運転支援装置などの普及、運転免許証自主返納の支援などの取組を重点的に進めます。

### ■ 基本事業 2 飲酒運転0（ゼロ）をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進

県民一人ひとりに規範意識の定着を図るため、関係団体や教育機関などと連携し、教育・啓発活動を推進します。

また、飲酒運転違反者への教育やアルコール依存症の受診義務などの取組により再発防止を図ります。

### ■ 基本事業 3 安全で快適な交通環境の整備

歩行者や運転者が安全で快適に通行できるよう、「ゾーン30」<sup>注1</sup>の整備および老朽化した信号機や道路標識等の適正管理をはじめとする交通安全施設の整備を推進します。

### ■ 基本事業 4 交通秩序の維持

飲酒運転、横断歩行者等妨害、速度超過等の悪質性・危険性の高い違反、シートベルト着用およびチャイルドシート使用に係る違反に重点を置いた交通指導取締りのほか、交通安全教育、広報啓発活動を推進します。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
交通事故死者数	87人 (30年)	60人以下	交通事故発生から24時間以内の死者数

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
交通事故死傷者数	6,223人 (30年)	3,700人以下	交通事故による死者数と負傷者数の合計
高齢運転者事故件数	968件 (30年)	670件以下	高齢者が第一当事者となった人身事故発生件数
飲酒運転事故件数	42件 (30年)	23件以下	飲酒運転が関係する人身事故発生件数
「ゾーン30」整備地区数 (累計)	47地区 (見込)	55地区以上	生活道路における歩行者等の安全確保対策である「ゾーン30」の整備地区数
信号機のない横断歩道における一時停止率	(調査中)	(検討中)	通学路における信号機のない横断歩道での自動車の一時停止率

注) 1 ゾーン30：生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度30キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策。

## 施策143 消費生活の安全の確保

### 県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県や市町、消費者団体、事業者団体、地域住民等さまざまな主体が連携することにより、消費者一人ひとりが消費生活に関する正しい知識を得て、事業者との契約トラブル等を回避する自主的かつ合理的な消費活動を行うとともに、単なるサービスの受け手としてではなく、社会、経済、環境などに消費が与える影響を考えて商品・サービスを選ぶなど、公正で持続可能な社会の形成に寄与するような消費生活を営んでいます。

### 現状と課題

- 高度情報通信社会の進展や新技術を活用した新たなビジネスの登場など、消費者の利便性が高まる一方で、新たな消費者トラブルの発生が懸念されることから、一層の消費者教育、啓発活動を行うとともに、消費者に身近な市町における相談体制の充実に向けた取組が必要です。
- 「民法」の改正により、令和4（2022）年4月から成年年齢が18歳に引下げられることに伴い、これまで未成年者取消権で保護されてきた18歳、19歳の若年者が保護対象から外れることとなるため、若年者の消費者被害拡大防止に向けた取組の強化が必要です。
- 消費生活相談件数に占める高齢者の割合が年々増加していることから、高齢者の消費者トラブル防止のための取組を一層進めるとともに、消費者に身近な市町における見守り体制の充実に向けた取組が必要です。
- 不適正な取引行為等の排除と健全な市場の形成のため、関係機関等と連携して事業者の監視・指導を行うほか、事業者における自主的な取組を支援していくことが必要です。

### 新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんの人や社会・環境に配慮した消費活動を促進します。

また、消費生活の安全を地域で支え合う意識の醸成を図り、県や市町、消費者団体、事業者団体、地域住民等さまざまな主体が協創し、地域における見守りや消費者教育、啓発活動等を行うことで、消費者トラブルの未然防止や早期解決を図ります。

## 取組方向

### ■ 基本事業 1 自主的かつ合理的な消費活動への支援

公正で持続可能な社会を形成するためには、消費者の自覚や自発的な行動が重要であることから、市町やさまざまな主体が参画する「みえ・くらしのネットワーク」等と連携した取組を実施するとともに、幼児期から高齢期までのさまざまなライフステージに応じた効果的な消費者教育、啓発活動等を実施します。

特に、令和4（2022）年4月から「民法」の成年年齢が引き下げられることをふまえ、教育機関等と連携し、若年者に向けた取組を強化して実施します。

### ■ 基本事業 2 消費者被害の救済、適正な取引の確保

「三重県消費生活センター」の専門性を確保し、消費者被害救済のための相談に迅速かつ適切に対応するとともに、市町を含む相談員の資質向上等を図り、県内どこに住んでいても質の高い相談が受けられるよう、県全体の相談対応能力の向上を図ります。また、高齢者等の消費者トラブルを防ぐため、市町における消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置を促進し、地域における見守り体制の構築を推進します。

さらに、適正な商取引や商品・サービスの表示が行われるよう、事業者を監視・指導します。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
消費者トラブルに遭った時に消費生活相談を利用した人の割合	62.5% (30年度)	70.0%	消費者トラブルに遭った時に消費生活センターや市町の消費生活相談窓口を利用した人の割合

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
高齢者や若年者に向けた消費生活講座等に参加した人数	5,244人 (30年度)	7,800人	消費者トラブルに遭わぬために県が実施する高齢者や若年者等に向けた消費生活講座等に参加した人数
消費生活相談において斡旋により消費者トラブルが解決した割合	92.1% (30年度)	95.0%	消費生活相談において、「三重県消費生活センター」が斡旋を行った相談のうち、消費者トラブルが解決した割合

## 施策151 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり

### 県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民一人ひとりや事業者などのさまざまな主体が、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方をふまえ、環境保全や地球温暖化の緩和、気候変動影響への適応に取り組み、環境への負荷が少ない持続可能な社会づくりが進んでいます。

### 現状と課題

- 平成27（2015）年9月、SDGsが国連総会において採択され、地球環境の持続可能性に対する国際的な危機感が高まっています。環境への負荷が少ない持続可能な社会の実現に向け、さまざまな主体が協創して環境に係る課題の解決に取り組むとともに、環境教育・環境学習の充実が求められています。
- 大規模な開発事業等の実施にあたっては、環境影響の回避や低減等の環境保全措置を講じるなど、適切な環境配慮が求められています。
- 平成27（2015）年12月、温室効果ガス削減のための新たな国際枠組みとして「パリ協定」が採択され、翌年発効しました。国内においては、令和12（2030）年度に温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比で26%削減することとしています。
- 三重県域からの温室効果ガス排出量（森林吸収量を含む）は、平成28（2016）年度には平成25（2013）年度比2.7%減となっています。排出割合が最も多い産業部門では削減が進んでいますが、民生業務その他部門（オフィス、店舗等）と民生家庭部門については削減が進んでいないことから、一層の取組が必要です。
- 温室効果ガスの排出削減等を行う地球温暖化の「緩和」だけでなく、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響を回避・軽減する「適応」の取組を進めることができます。

### 新しい豊かさ・協創の視点

「三重県環境基本計画」に基づく施策の着実な実施に向けては、SDGsの基本的考え方の一つであるパートナーシップが重要です。県民の皆さんや事業者などのさまざまな主体が、当事者意識を持って自主的積極的に環境負荷の低減に取り組むよう促すとともに、各主体間のパートナーシップの充実・強化を図ります。

## 取組方向

### ■ 基本事業 1 持続可能な社会を実現するための基盤づくり

持続可能な社会を構築し、地域の環境を保全するため、SDGsの考え方を取り入れて策定した（予定）「三重県環境基本計画」に基づく取組を推進し、環境・経済・社会の統合的向上を図ります。

持続可能な社会の実現に向け自ら行動する人づくりを進めるため、三重県環境学習情報センター等を活用して環境教育・環境学習に取り組むとともに、事業者における環境経営や環境影響評価等の取組を進めます。

### ■ 基本事業 2 地球温暖化対策の推進

「三重県地球温暖化対策推進条例」に基づく地球温暖化対策計画書制度により事業者の自主的な温室効果ガス排出削減の取組を促進するとともに、低炭素化に先進的に取り組む企業等を支援します。

県民の皆さんや市町などさまざまな主体と連携し、三重県地球温暖化防止活動推進センター等が取り組む普及啓発活動等を通じて、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進します。

地球温暖化による本県の気候変動やその影響について、三重県気候変動適応センターと連携し、情報収集や分析、情報発信を行い、気候変動適応の取組を促進します。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
家庭での電力消費による二酸化炭素排出量	1,080 千t-CO <sub>2</sub> (30年度)	991 千t-CO <sub>2</sub>	家庭での電力消費による二酸化炭素排出量の2年間移動平均値

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
環境教育・環境学習講座等を通じて自発的に環境活動に取り組む意向を示した参加者の割合	91.1% (30年度)	100%	環境学習情報センター、地球温暖化防止活動推進センターが実施する環境教育・環境学習講座等の受講者の方々が、受講後のアンケート調査において、自発的に環境活動に取り組む意向を示した割合
大規模事業所における地球温暖化対策計画書制度に基づく目標達成率	79.1% (29年度)	80.0%	三重県地球温暖化対策推進条例に基づく地球温暖化対策計画書制度に基づく目標達成率

## 施策152 廃棄物総合対策の推進

### 県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

ごみの発生・排出抑制が進むとともに、廃棄物が資源として最適な規模で一層循環していくことにより、最終処分される廃棄物が減少しています。また、産業廃棄物の排出事業者の処理責任の徹底や監視指導により、不法投棄等不適正処理の未然防止や早期対応が進むとともに、不適正処理4事案が着実に是正されています。

### 現状と課題

- 県民の皆さん、事業者、行政などさまざまな主体が連携した3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組により、一般廃棄物の排出量、最終処分量は着実に削減されてきましたが、近年は横ばい傾向にあることから、循環型社会の実現に向けた取組を一層推進する必要があります。
- 産業廃棄物については、事業者による3Rの取組が進められていますが、排出量や最終処分量は事業活動の影響を受けることもあります、明確な削減傾向は見られない状況です。今後、資源生産性の高い循環型社会の実現に向けて、事業者による3Rの取組を一層促進する必要があります。
- 産業廃棄物の不法投棄等不適正処理については、依然として後を絶たず、特に建設系廃棄物に係る不適正処理の割合が高い状況です。引き続き、排出事業者責任の徹底、処理状況の透明化や厳正な監視・指導など、県民の皆さんのが安全・安心を実感できる取組の推進が必要です。また、南海トラフ地震等の大規模災害時においても速やかに対応できるよう、災害廃棄物処理体制の強化が必要です。
- 過去に産業廃棄物が不適正処理され、行政代執行により生活環境保全上の支障等の除去を行っている4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）については、着実に環境修復を行うことが必要です。
- 現在、大きな社会問題となっている海洋プラスチックを含むプラスチックごみ対策や食品ロスの削減対策については、さまざまな主体と連携し、廃棄物の発生抑制や資源の有効活用などに重点的に取り組む必要があります。

### 新しい豊かさ・協創の視点

さまざまな主体との連携により、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の取組を進めるとともに、廃棄物の適正処理の推進により県民の安全・安心を確保します。また、製品のライフサイクル全体での徹底的な資源循環を図り、持続可能な循環型社会を実現することで、環境・経済・社会の統合的な向上を進めます。

## 取組方向

### ■ 基本事業 1 ごみゼロ社会の実現

ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された一般廃棄物が資源として最大限有効活用されるよう、消費者の意識改革や循環の質にも着目した取組などを通じて、3Rを推進していきます。

### ■ 基本事業 2 産業廃棄物の3Rの推進

産業廃棄物の発生・排出が極力抑制され、排出された産業廃棄物が資源として最大限有効活用されるよう、廃棄物を排出する事業者と活用する事業者をつなぐ取組の推進や排出事業者等の3Rの取組を進めます。

### ■ 基本事業 3 廃棄物処理の安全・安心の確保

電子マニフェストの活用や処理業者の優良化の促進による廃棄物の適正処理、建設系廃棄物の不法投棄等不適正処理対策に重点的に取り組むとともに、災害廃棄物の処理体制を強化することで、生活環境の保全と安全・安心の確保を図ります。

### ■ 基本事業 4 不適正処理の是正措置の推進

産業廃棄物の不適正処理により生活環境保全上の支障等がある4事案について、令和4（2022）年度末までに対策工事を完了させるとともに、その効果を確認するため、モニタリングを実施し、地域の安全・安心を確保します。

### ■ 基本事業 5 プラスチック等資源のスマートな利用の推進

海洋プラスチックを含むプラスチックごみ対策については、河川でのプラスチックごみの流出実態調査結果をふまえた取組やコンビニエンスストア等事業者と連携したワンウェイプラスチックの使用削減をモデル地域で実施する取組などを進めるとともに、食品ロスの削減対策については、食品提供企業とフードバンク団体等とのマッチングを促進する取組など、資源のスマートな利用を推進します。

## 主指標

目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
廃棄物の最終処分量	331千t (30年度速報値)	318千t	最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量（速報値）

## 副指標

目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
1人1日あたりのごみ排出量（一般廃棄物の排出量）	943g/人日 (30年度速報値)	918g/人日	一般廃棄物年間排出量を人口および365日で除した数値（速報値）
建設系廃棄物の不法投棄件数	12件 (30年度)	10件以下	産業廃棄物の不法投棄件数のうち、解体廃棄物など建設系の廃棄物の件数（10t以上）
不適正処理4事案に係る環境修復の進捗率	65.0% (見込)	100%	不適正処理4事案に係る対策工事等を実施範囲等により区分し、区分に応じた是正措置が完了した割合
「資源のスマートな利用」を宣言した事業所数（累計）	—	1,000件	ワンウェイプラスチックや食品ロス削減など「資源のスマートな利用」を宣言する事業所を公表する県の制度に登録した事業所数

## 施策154 生活環境保全の確保

### 県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

大気や水環境などの身近な暮らしの環境問題に対する県民の皆さんの意識が高まり、お互い協力しながら自ら環境の保全に取り組むことで、良好な生活環境が保たれています。このことから、安全・安心で、快適で豊かな生活を営める社会となっています。

### 現状と課題

- 大気環境はおおむね良好な状態を維持していますが、健康に影響を与える光化学スモッグ<sup>注)1</sup>については、依然として、その濃度上昇に備えるための予報等を発令している状況です。
- 河川の水質は、環境基準（BOD<sup>注)2</sup>）の達成率が90%以上で推移しており、改善傾向にあります。一方、海域の水質については環境基準（COD<sup>注)3</sup>）の達成率が50%前後で推移しております、伊勢湾においては貧酸素水塊等が毎年発生している状況です。水質汚濁の主な要因である工場・事業場排水や生活排水について、汚濁負荷量の管理による水質改善が求められています。
- 生活排水処理施設の整備は着実に進展してきましたが、整備率は全国平均と比較して低く、引き続き未整備人口の解消が必要です。
- 伊勢湾等の海岸域では、河川を経由して流入したごみの漂着により、砂浜等の景観の悪化のほか、漁業や生態系への影響が懸念されています。このような課題の解決に向けて、流域圏での発生抑制対策も含めた環境保全活動の拡大と活性化が必要です。
- 港湾を経由して、大量に搬入される土砂等の無秩序な堆積による崩落事故の発生や、有害物質の混入等による生活環境の影響について地域住民に不安が広がっています。その不安を解消するため、土砂等の埋立地を把握し、無秩序な埋立て等を抑止する「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（案）」により必要な規制を行っていくことが必要です。

### 新しい豊かさ・協創の視点

美しい自然環境の中で、豊かで魅力ある地域づくりを進め、県民の皆さんのが安全・安心で、快適で豊かな生活を営むためには、大気環境、水環境と土壤環境が保全されている必要があります。そのため、工場・事業場の法令遵守はもとより、負荷量の削減に向けた取組を促進します。また、人と人のつながりを深めることなどを通じて、環境を守ろうとする意識の醸成を図り、県民の皆さん、市町、民間団体、企業等のさまざまな主体による環境保全活動の拡大と活性化を図ります。

注) 1 光化学スモッグ：大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光の紫外線によって光化学反応を起こし、それにより生成する有害物質等が空中に滞留し、白くもやがかかったような状態になること。

注) 2 BOD：生物化学的酸素要求量。河川の汚濁の指標として用いられ、水中の汚濁物質（有機物）を微生物によって分解させたときに消費される酸素の量。

注) 3 COD：化学的酸素要求量。海域の汚濁の指標として用いられ、水中の汚濁物質（有機物）を化学薬品（酸化剤）によって分解させたときに消費される酸素の量。

## 取組方向

### ■ 基本事業 1 大気環境の保全

大気規制の対象工場・事業場に立入検査を行い法令遵守の徹底を指導するとともに、光化学スモッグ等による被害防止のため、予報等の情報提供を速やかに行います。

自動車環境対策については、NO<sub>x</sub>・PM法<sup>注)4</sup>に基づき、事業者や関係団体の協力を得ながら進めて行きます。

### ■ 基本事業 2 水環境の保全

水質規制の対象工場・事業場に立入検査を行い法令遵守の徹底を指導するとともに、伊勢湾・英虞湾をはじめとする海域や河川の公共用水域および地下水の水質常時監視を行います。また、伊勢湾の水質改善に向け、工場・事業場から排出される汚濁負荷量の管理に取り組みます。

生活排水対策については、市町と連携して、下水道や合併処理浄化槽等の整備を進めます。

### ■ 基本事業 3 伊勢湾の再生

県全域の海岸漂着物対策については、海岸管理者、民間団体、企業等による協力体制の構築と、流域圏の自治体との連携により、発生抑制対策を含めた環境保全活動を推進します。また、「きれいで豊かな海」の観点を取り入れた調査研究を進め、総合的に水環境の改善を図ります。

### ■ 基本事業 4 土壤・土砂等の対策の推進

「土壤汚染対策法」に基づき、必要に応じて事業者に調査を指導します。また、指定基準を超過した汚染が確認された際には、事業者に必要な措置を指示し、土壤汚染の拡散防止に努めます。

「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例(案)」に基づき、無秩序な土砂等の埋立て等の行為を抑止し、災害の未然防止および生活環境の保全を図ります。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
大気環境および水環境に係る環境基準の達成率	90.2% (30年度)	97.0%	大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合 <sup>注)5</sup>

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
大気・水質の排出基準適合率	100% (30年度)	100%	工場・事業場への立入検査において、大気中に排出されるばい煙等および公共用水域への排出水が排出基準に適合している割合および不適合であったが適合するよう改善した割合
生活排水処理施設の整備率	85.3% (30年度)	90.3%	下水道、合併処理浄化槽、集落排水施設等により生活排水処理が可能な人口の割合
海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数	35,063人 (30年度)	41,000人	「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」に参加した県民の数
無許可による土砂等の搬入件数	—	0件	土砂条例に基づく許可を得ず、3,000m <sup>2</sup> 以上の面積かつ1m超の土砂等の堆積が行われる件数

注) 4 NO<sub>x</sub>・PM法：自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法。自動車から排出される窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)や粒子状物質(PM)による大気汚染を防止し、国民の健康を保護するため、平成4(1992)年に定められた。県内では、平成13(2001)年12月に四日市市、桑名市(旧多度町を除く)、鈴鹿市、木曽岬町、朝日町、川越町が窒素酸化物対策地域・粒子状物質対策地域に指定された。

注) 5 環境基準の達成割合：大気環境測定地点における二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、有害大気汚染物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)、河川におけるBODおよび海域におけるCODが環境基準を達成したと評価した割合。

## 施策211 人権が尊重される社会づくり

### 県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

さまざまな主体と連携した人権施策が展開され、県民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、多様性を認める意識を高めるとともに、あらゆる差別の解消が進み、個性や能力を発揮していきいきと活動できる社会になっています。

### 現状と課題

- 人権が尊重されるまちづくりや啓発・教育等の人権施策を推進しましたが、偏見等による差別や人権侵害は発生しています。
- 人権尊重社会の実現には、住民のあらゆる活動のベースに人権尊重の視点が根づき、人権が尊重されるまちづくりが県内全域で実施される必要があります。
- 県民の皆さんに人権に関する知識や情報を提供し、理解の促進を図ります。また、あらゆる人権課題について自分自身の問題としてとらえることができるような啓発を行うとともに、人権啓発イベント・講演会などに、より多くの県民の皆さんに参加いただくことで、人権意識の高揚を図る必要があります。
- 子どもたちが自分の人権を守り、他者の人権を守るために実践行動ができる力を身につけられるよう教育を進める必要があります。
- 人権相談の内容が多様化・複雑化してきていることから、相談機関の相談員の資質向上が求められるとともに、相談機関相互が連携できる体制づくりが必要です。
- 新たな人権課題について認識を深め、社会の動向を注視しながら、課題に対応していく必要があります。

### 新しい豊かさ・協創の視点

県民一人ひとりが個性や能力を発揮して、自由に生き方を選択し、いきいきと活動できる社会を実現するためには、互いの人格や個性を認め、「存在」を尊重する人権意識が定着する必要があります。そのため、県民一人ひとり、企業、住民組織・N P O等の団体、行政等が連携して人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいけるよう環境づくりを進めます。

## 取組方向

### ■ 基本事業1 人権が尊重されるまちづくりと人権啓発の推進

住民組織、NPO・団体、企業等、地域のさまざまな主体が行う人権尊重の視点に基づく活動を支援し、人権が尊重されるまちづくりを推進します。また、さまざまな手段と機会を通じて、県民の皆さんに人権に関する知識や情報を提供し、理解の促進を図るとともに、人権問題をより多くの県民の皆さんのが自分自身の問題としてとらえられるよう効果的な啓発に取り組みます。また、人権啓発活動を担う人材の養成に取り組みます。

### ■ 基本事業2 人権教育の推進

教育活動全体を通じた人権教育が行われるよう、子どもたちの発達段階に応じた人権教育カリキュラムの活用等を促進し、一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりを進めます。

### ■ 基本事業3 人権擁護の推進

人権に関する相談機関の相談員の資質向上を図るとともに、相談機関のネットワークを強化します。また、インターネット上の差別的な書き込み等を防止するため、モニタリングを実施するなど、早期の発見・拡大防止に努めるとともに、関係機関と連携し削除要請に取り組みます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合	39.5% (30年度)	43.8%	「みえ県民意識調査」で、県民一人ひとりの人が尊重されている社会になっていると「感じる」「どちらかといえど感じる」と回答した県民の割合

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
人権研修等を受講した県民が、人権尊重の視点で行動しようと感じた割合	97.7% (見込)	100%	県民を対象とした人権研修等のアンケート調査において、「人権を大切にする行動をしていこう」と思うかどうかを問う質問に「思った」、「どちらかといえど思った」と回答した受講者の割合
人権学習によって人権を守るために行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合	86.6% (30年度)	98.5%	県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかどうかを問う質問に「思う」、「どちらかといえど思う」と回答した生徒の割合
人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者が、研修内容を今後の業務に生かしたいと感じた割合	95.7% (見込)	100%	人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者へのアンケート調査において、「研修内容を今後の業務に生かしたい」と思うかどうかを問う質問に「思った」、「どちらかといえど思った」と回答した受講者の割合

## 施策212 あらゆる分野における女性活躍とダイバーシティの推進

### 県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

あらゆる分野における女性の参画・活躍が拡大するとともに、県民一人ひとりが性別に関わらず、その個性や能力を発揮し、それぞれに多様な生き方が認められる男女共同参画社会づくりが進んでいます。また、性別をはじめ年齢、国籍・文化的背景、障がいの有無、性的指向・性自認など多様性を認め合い、誰もが希望を持って、挑戦し、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向け、県民の皆さんの主体的な行動が広がっています。

### 現状と課題

- 少子高齢化により人口減少が進む中、社会が成長し豊かさを維持していくためには、県民一人ひとりが性別等に関わらず、個性と能力を十分に発揮し、参画・活躍できる社会を築いていくことが極めて重要です。
- 政策・方針決定過程への女性の参画は徐々に進んできているものの、指導的地位に占める女性の割合は低く、地域活動等における女性の参画についても未だ十分とはいえない状況です。根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消に向け、男女共同参画意識の一層の普及・啓発が必要です。また、性犯罪、性暴力等の相談件数は増加の傾向にあり、ドメスティック・バイオレンス（DV）の相談件数も依然として多いことから、性犯罪・性暴力やDVを防止するための啓発や被害者支援の一層の推進が求められています。
- 職業生活における女性の活躍については、趣旨に賛同いただく企業等のネットワークが拡大するなど、気運は高まりを見せているものの、リーダー層で活躍する女性の割合は未だ低く、真に女性が活躍しているとはいえない状況です。働くことを希望する女性や職場でステップアップしたいと希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう取り組んでいく必要があります。
- 多様性を認め合い、誰もが参画・活躍するダイバーシティ社会に対する県民の皆さんの理解や共感が高まり、ダイバーシティ推進に係る主体的な行動につながることが必要です。

### 新しい豊かさ・協創の視点

女性活躍をはじめ、性別、年齢、国籍・文化的背景、障がいの有無、性的指向・性自認など多様性を認め合い、県民一人ひとりが個性や能力を発揮し、参画・活躍できる社会をめざし、企業や団体、関係機関や市町と連携し、県民の皆さんの意識向上と多様な人びとが社会参画できるような環境づくりのための取組を進めます。

## 取組方向

### ■ 基本事業1 男女共同参画の推進

男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程に共に参画し、責任を担う社会づくりを進めるため、あらゆる分野における指導的地位に就く女性割合の増加に取り組みます。また、市町および関係機関等と連携し、男女共同参画意識の一層の浸透を図ります。

また、DVや性犯罪・性暴力を防止するための啓発を行うとともに、関係機関と連携し、それらの被害者等に対する相談・保護・自立支援等の取組を進めます。

### ■ 基本事業2 職業生活における女性活躍の推進

職業生活における女性活躍の推進については、これまでの気運醸成からステージを進め、企業・団体等と連携し、経営者および男性の意識改革や女性のモチベーション向上等に取り組み、リーダー一層で活躍する女性の割合を高めます。

### ■ 基本事業3 ダイバーシティ推進の気運醸成

「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」に基づき、誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けた気運醸成を図り、企業・団体等のダイバーシティ推進の取組を促進します。また、多様な性的指向や性自認についての社会の理解促進を図ります。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
性別による固定的な役割分担意識をもつ県民の割合	23.3%	20.1%	「みえ県民意識調査」で、「男は仕事、女は家庭」のように性別によって役割を固定する考え方について、「同感する」、「どちらかといえば同感する」と回答した県民の割合

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画等を策定する、常時雇用労働者数100人以下の団体数	310 団体 (30年度)	397 団体	常時雇用労働者数100人以下の企業・団体で、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する一般事業主行動計画の策定もしくは「女性の大活躍推進三重県会議」における「取組宣言」を行った企業・団体数
ダイバーシティ講座等の受講後に、ダイバーシティ推進に取り組む意向を示した受講者の割合	(調査中)	(検討中)	県民の皆さんを対象としたダイバーシティに関する講座等の受講後のアンケート調査で、ダイバーシティ推進の行動をする意向を示した受講者の割合

## 施策213 多文化共生社会づくり

### 県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

外国人住民が抱える生活、就労、教育などの課題の解決に向け、国際交流協会、NPO、経済団体、県民、国・県・市町などのさまざまな主体が適切な役割分担のもと連携して取り組むことにより、多様な文化的背景の人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会と一緒に築いています。

### 現状と課題

- 県内の外国人住民数は、50,643人（平成31（2019）年1月1日現在）と県人口の2.78%を占め、外国人比率は全国4位となっています。外国人住民等は、地域経済を支える大きな力となっているものの、言葉の壁や文化の違いなどから、地域でのコミュニケーションが十分に図られず、外国人住民等の地域社会への参画が進んでいません。
- 新たな在留資格「特定技能」の導入により、在留外国人の一層の増加が見込まれており、行政・生活情報や相談対応のさらなる多言語化をはじめとした、新たなニーズの拡大が予想されます。
- 言葉の壁や文化・慣習の違いは、外国人への誤解や差別を生む原因ともなっています。また、言語による意思疎通の困難等から雇用が安定しない外国人労働者が多いといった状況は、依然として継続しています。
- 三重県は、日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率が全国的にも高く、今後も増加が見込まれます。こうした中、外国につながる子どもたちの保護者に対して、日本の学校制度や学校生活について周知を行うなど、子どもたちの就学を促進する必要があります。また、外国につながる子どもたちの就学前教育を促進するとともに、学校における日本語習得の支援、進路実現に向けた学びの支援をより一層充実させていく必要があります。
- 外国人も含め、義務教育未修了の学齢超過者、不登校により中学校での学習が十分にできなかつた人など、さまざまな事情により学びを必要とする方の教育を受ける機会を確保していく必要があります。

### 新しい豊かさ・協創の視点

外国人住民が将来に対して不安を感じることなく安心して暮らし、夢や希望を持って高い目標に向けてチャレンジできる環境が整うとともに、地域社会の一員として地域づくりに積極的に参画することが求められています。そのため、国際交流協会、NPO、経済団体、国・県・市町等のさまざまな主体が適切な役割分担のもと連携して、多文化共生社会づくりに取り組みます。

## 取組方向

### ■ 基本事業1 多文化共生に向けた外国人住民の生活支援

外国人住民が安心して暮らすことができるよう、行政・生活情報の多言語化や相談体制の充実を図るとともに、外国人住民が抱える日常生活における課題の解決に向けた支援に、さまざまな主体と連携して取り組みます。

### ■ 基本事業2 外国人住民に対する学習機会の提供

外国人住民が日本で生活する上で必要となる、ライフステージに応じた日本語の学習機会の提供や、「やさしい日本語」の普及に努めるとともに、日本人住民と外国人住民がお互いの文化の違いや多様性を学び合う機会の提供に取り組みます。

### ■ 基本事業3 日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援

外国人児童生徒<sup>注)1</sup>が社会的に自立する力を身につけられるよう、学校における受入体制の整備や日本語指導、適応指導の充実を図るとともに、多言語によるガイドブック等を活用した情報提供など学校制度や職業について理解を深め、希望する進路を選択できるようにするための取組を進めます。また、外国人も含め、義務教育未修了者等の学びの機会を確保するため、夜間中学等に係る検討を進めます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
多文化共生の社会になつていると感じる県民の割合	27.3% (30年度)	37.3%	「みえ県民意識調査」で、外国人住民が地域社会の一員として共に暮らせる社会になつていると「感じる」、「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
医療通訳者の配置や電話通訳の活用により多言語対応が可能な医療機関数	14 機関 (見込)	26 機関	多言語対応のため、医療通訳者を配置している、あるいは電話通訳を導入している医療機関の数
日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、日本語指導が行われている学校の割合	89.6% (見込)	100%	日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、教育課程に位置づけた特別な日本語指導が継続的、計画的に行われている公立小中学校の割合

注) 1 外国人児童生徒の教育を進めるにあたっては、日本国籍であっても文化的背景やルーツが外国にある子どもたちも視野に入れて取り組みます。

## 施策227 文化と生涯学習の振興

### 県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

年齢や障がいの有無、国籍などにとらわれず、全ての県民の皆さんがあなたが文化や地域の歴史等に学び親しみ、豊かな感性や創造性等を育みながら、心豊かな生活を送っています。

また、生涯にわたって、あらゆる世代の県民の皆さんがあなたが、あらゆる機会に学習することができ、その成果が社会に生かされています。

### 現状と課題

- 「新しいみえの文化振興方針」に基づき、「人材の育成」や「文化の拠点機能の強化」など5つの方向で取組を展開し、年齢や障がいの有無、国籍などに関係なく、全ての県民の皆さんがあなたが主体的に文化にふれ親しむ機会を提供するとともに、多様な分野と連携することにより、新たなみえの文化を創造することができる環境を整備していく必要があります。
- 過疎化・少子高齢化など社会情勢の変化により、文化財の滅失や散逸等の防止が課題となっています。こうした中、特色ある歴史や風土に育まれ、地域の中で守り伝えられてきた多くの有形・無形の文化財の適切な保存・未来への継承を地域社会総がかりで進めていく必要があります。
- 「人生100年時代」の到来を見据え、県民の皆さんがあなたが人生をより豊かに過ごすことができるよう、ライフステージ等に応じた多様な学習ニーズを把握し、魅力的な学びの場や学んだ成果を発表できる場の提供など、生涯を通じて学ぶことができる環境づくりが必要です。
- 生涯教育の推進に重要な役割を担う社会教育においては、地域コミュニティ、NPO、企業などさまざまな主体が持つ知識や経験を、学校教育や家庭教育と連携し、地域の課題解決、学習環境の整備に生かしていくことが求められています。

### 新しい豊かさ・協創の視点

世界に誇る歴史的・文化的資産を磨き上げ、国内外へ情報発信していくことにより、三重の知名度を向上させ、郷土への誇りと愛着を感じられるようにするとともに、市町等との連携を一層強化し、文化活動を通じた幅広い交流を進め、新たなみえの文化を創造します。

また、県民の皆さんがあなたが自分らしい生き方を選択できる環境を整備するため、高等教育機関等との連携を強化し、ライフステージ等に応じた学習機会や成果を生かす場の充実を図っていきます。

## 取組方向

### ■ 基本事業 1 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実

展覧会・公演や調査研究等を通じて文化のおもしろさや価値等を伝えるとともに、人材育成や顕彰制度の運用、発表の場づくりなどにより、さまざまな主体の文化活動を促進します。また、文化交流ゾーンを形成することにより、知的な刺激を受けられるよう文化にふれる機会を充実します。さらに、観光、まちづくりなど多様な分野との連携を通じ、新たなみえの文化を創造します。

### ■ 基本事業 2 文化財の保存・継承・活用

歴史的・文化的に価値の高い文化財を調査し、特に重要なものについては指定するなど、文化財を将来にわたって守り伝えるための取組を推進します。また、市町における文化財保存活用地域計画の策定などによる文化財の積極的な保存・継承・活用の取組への支援や、防災および災害発生時における文化財保護等のための県内情報ネットワークの整備に取り組みます。

### ■ 基本事業 3 学びとその成果を生かす場の充実

県立生涯学習施設において、高等教育機関との連携やさまざまな主体との交流等を通じて、県民の皆さんとのさまざまなライフステージやライフスタイルに応じた一層魅力的な講座やセミナー等の学習機会を提供するとともに、生涯学習に係る情報発信や学びの成果を発表する場を充実します。

### ■ 基本事業 4 社会教育の推進と地域の教育力の向上

地域において社会教育の推進に取り組む関係者の協働による情報共有・情報交換や地域の課題解決、学習環境の整備に向けた相互学習を行う場を提供するなど、社会教育・学校教育・家庭教育の連携を促進します。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
参加した文化活動、生涯学習に対する満足度	73.7% (見込)	77.7%	県立文化・生涯学習施設が実施した展覧会、講座、公演事業および歴史・文化資源を活用した事業におけるアンケート調査で、「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」のうち、その内容について「満足」と回答した人の割合

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
県立文化施設の利用者数	152.0万人 (見込)	153.2万人	県立の図書館、博物館、美術館、斎宮歴史博物館および三重県総合文化センターの利用者数
新たな保存活用地域計画のもと、地域社会が一体となって保存・活用・継承に取り組む国・県指定等文化財数	0件	160件	地域社会がかりで保存・活用・継承を図るため、市町が新たに策定する文化財保存活用地域計画に位置づけられた国・県指定等文化財の数
公民館等の社会教育活動として、地域課題の解決に向けた取組を行っている市町数	11市町 (30年度)	29市町	公民館等の事業に関する調査において、「地域における課題の解決に向けた取組を行っている」という質問に対して、「行っている」と回答した市町の数